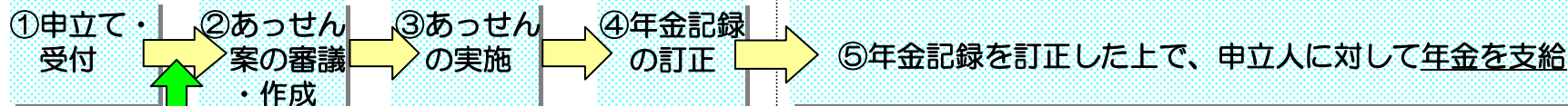


（年金受給者の場合）



虚偽の申請等の不正行為

不正又は不当利得の徴収

- 基本的には、国民年金法、厚生年金保険法等の規制に基づき、不正利得を徴収。
- 善意で利得を得た者については、民法の不当利得等の規定に基づき徴収。

【国民年金法及び厚生年金保険法（不正利得の徴収）】  
（国23条、厚40条の2）

- 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者  
→ 社保庁長官は受給額に相当する金額を徴収可能。

【民法（不当利得、不法行為）】

- <不当利得>（民703条、704条）
  - 他人の財産によって利益を受け、他人に損失を及ぼした者  
→ 利益の返還義務
- <不法行為>（民709条）
  - 他人の権利を侵害した者  
→ 損害賠償責任

【刑法（詐欺罪、文書偽造罪）】

- <詐欺未遂罪>（刑250条）
  - 詐欺行為には至らないものの、詐欺未遂行為を行った者  
→ 5年以下の懲役

<詐欺罪>（刑246条）

- 人を欺いて財物を交付させた者 → 10年以下の懲役

<文書偽造罪>

- 公務所もしくは公務員の作成すべき文書（公文書）を偽造した者。（刑155条） → 1年以上10年以下の懲役
- 権利、義務若しくは事実証明に関する文書（私文書）を偽造した者。（刑159条） → 3月以上5年以下の懲役

刑事・行政罰

- 基本的には、刑法の規定に基づき、刑罰を課す。
- 刑法に正条のない場合には、国民年金法の規定に基づき、罰則を課す。

【国民年金法】（国111条）

- 偽りその他不正な手段により給付を受けた者  
→ 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ※ 但し、刑法に正条ある時は刑法による。
- ※ 厚生年金保険法には同様の罰則規定なし。但し事業主への罰則規定はあり。（厚102条）